

京都府犯罪被害者等支援検討委員会設置要領

(目的)

第1条 「京都府犯罪被害者等支援条例」の制定に向け、条例や支援のあり方等について検討するため、幅広い視点から多様な意見を聴取することを目的に京都府犯罪被害者等支援検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、選任された日から1年以内とする。
- 3 委員会には、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 知事は、必要に応じて会議を招集する。
- 5 委員長は、議事を運営する。
- 6 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(委員の責務)

第3条 委員は、公正かつ公平に意見を述べなければならない。

- 2 委員は、会議で知り得た秘密を漏らしてはならず、委員の職を退いた後も同様とする。ただし、知事が認めたときは、この限りではない。

(委員以外の者の出席)

第4条 知事は、会議において、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められるときその他知事が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年5月26日から施行する。